

新旧対照表

(別紙 11)

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日蔵関第 781 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 4 章 輸出通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 輸出申告</p> <p>(輸出申告事項の登録)</p> <p>1 - 1 輸出申告(法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告及び特定委託輸出申告並びに關稅法基本通達 67 - 2 - 5 に規定するマニフェスト等による輸出申告を除く。以下この節及び次節において同じ。)を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節及び次節において「通関業者等」という。)が航空システムを利用して輸出申告を行う場合には、当該申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力し、輸出申告事項の登録を行うものとする。</p> <p>(輸出申告)</p> <p>1 - 2 通関業者等が航空システムを利用して輸出申告を行う場合は、前項により登録した輸出申告事項の内容を応答画面により確認して送信すること又は事前に行われた輸出申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸出申告番号を登録することにより行うものとする。ただし、いずれの場合においても通関業者が輸出申告を行う場合には、あらかじめ通關士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査した上で、当該通關士の利用者コード及びパスワードを入力して輸出申告を行わなければならないので、留意する。</p> <p>なお、輸出申告事項登録済のものについて、貨物情報登録業務による搬入伝票作成情報が登録されている場合は、貨物の保税地域搬入前に輸出申告の入力をしておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって、自動的に輸出申告を行うことができ、また、税關官署の開庁時間外に輸出申告の入力を行っておくことにより、税關官署の翌開庁時にシステム上自動的に輸出申告を行うことができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 (省略)</p>	<p>第 4 章 輸出通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 輸出申告</p> <p>(輸出申告事項の登録)</p> <p>1 - 1 輸出申告(關稅法基本通達 67 - 2 - 5(マニフェスト等による輸出申告)に規定するマニフェスト等による輸出申告を除く。以下この節及び次節において同じ。)を行う者又はその代理人である通關業者(以下この節及び次節において「通關業者等」という。)が航空システムを利用して輸出申告を行う場合には、当該申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力させ、輸出申告事項の登録を行わせるものとする。</p> <p>(輸出申告)</p> <p>1 - 2 通關業者等が航空システムを利用して輸出申告を行う場合は、前項により登録した輸出申告事項の内容を応答画面により確認して送信すること又は事前に行われた輸出申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び輸出申告番号を登録することにより行うものとする。ただし、いずれの場合においても通關業者が輸出申告を行う場合には、あらかじめ通關士が応答画面又は入力控等により申告内容を審査した上で、当該通關士の利用者コード及びパスワードを入力して輸出申告を行わなければならないので、留意する。</p> <p>なお、輸出申告事項登録済のものについて、貨物情報登録業務による搬入伝票作成情報が登録されている場合は、貨物の保税地域搬入前に輸出申告の入力をておくことにより、倉主等による搬入確認の登録をもって、自動的に輸出申告を行うことができ、また、税關官署の開庁時間外に輸出申告の入力を行っておくことにより、税關の翌開庁時にシステム上自動的に輸出申告を行うことができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 (同左)</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日蔵関第 781 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>第 2 節の 2 特定輸出申告</u></p> <p><u>(輸出申告についての規定の準用)</u></p> <p><u>2 の 2 - 1 特定輸出申告 (法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告をいう。) を行う者及びその代理人である通関業者が航空システムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。</u></p> <p><u>なお、この場合において、「輸出申告控情報」とあるのは「特定輸出申告控情報」と、「輸出許可通知情報兼輸出申告控情報」とあるのは「特定輸出許可通知情報兼特定輸出申告控情報」と、「輸出申告控 (別紙様式 N - 141 )」とあるのは「特定輸出申告控」と、「輸出申告内容変更控情報」とあるのは「特定輸出申告内容変更控情報」と、「輸出申告内容変更控 (別紙様式 N - 141 号)」とあるのは「特定輸出申告内容変更控」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>また、特定輸出申告においては次のことについて留意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>— 運送中の貨物について、外国貿易機に積み込もうとする税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に対して当該申告をしようとする場合には、通関予定蔵置場として当該税関空港又は不開港に近隣の保税地域を選択するものとする。</u></li> <li><u>— 関税法第 67 条の 11 第 1 項に規定する輸出の許可の取消しについては、関税法基本通達 67 の 11 - 1 及び 67 の 11 - 2 に準じて行うほか、当該許可を取り消した場合には、通関担当部門において、取り消した旨の情報を航空システムに登録することとなるので留意する。</u></li> </ul> <p><u>第 2 節の 3 特定委託輸出申告</u></p> <p><u>(輸出申告についての規定の準用)</u></p> <p><u>2 の 3 - 1 特定委託輸出申告 (関税法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定委託輸出申告をいう。) を行う者の代理人である認定通関業者 (同法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。) が航空システムを使用して特定委託輸出申告を行う場合は、第 1 節及び第 2 節に準じて行うものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

## 新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日蔵関第 781 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、特定委託輸出申告においては次のこと留意する。</p> <p>特定委託輸出申告（その申告を行おうとする税関官署にあらかじめ関税法基本通達 67 の 3 - 2 - 1 に規定する「特定委託輸出申告包括申出書」（C - 9160。以下この項において「申出書」という。）を提出し、当該申告の際に記事欄に当該申出書の受理番号を記載する場合を除く。）を行う場合には、記事欄に特定保稅運送者の利用者コード、貨物の蔵置場所の所在地及び名称を入力する必要がある。なお、運送中の貨物について、外国貿易機に積み込もうとする税關空港又は不開港の所在地を所轄する税關官署に対して当該申告を行う場合には、貨物の蔵置場所の所在地及び名称の入力を省略して差し支えない。</p> <p>審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合又は税關が「輸出申告審査終了」業務を行った場合であって、特定委託輸出申告に係る貨物が保稅地域に搬入されていないときには、当該貨物が保稅地域に搬入され、当該貨物に係る搬入確認登録がなされるまでの間、輸出の許可を保留することとなるので留意する。</p>	
<p style="text-align: center;">第 5 章 輸入通關關係 第 1 節 輸入申告</p> <p>（輸入申告事項の登録）</p> <p>1 - 1 輸入申告（輸入（引取）申告（特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る貨物の輸入申告をいう。以下同じ。）及び關稅法基本通達 67 - 4 - 6 に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。）輸入申告に併せて行う關稅、内國消費稅及び地方消費稅（以下「關稅等」という。以下この節において同じ。）の納稅申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第 5 節までにおいて「輸入申告」と総称する。）を行う者又はその代理人である通關業者（以下この節において「通關業者等」という。）が航空システムを使用して輸入申告を行う場合は、当該申告に先立ち申告者名、数量、價格等の必要事項を航空システムに入力し、輸入申告事項の登録を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 輸入通關關係 第 1 節 輸入申告</p> <p>（輸入申告事項の登録）</p> <p>1 - 1 輸入申告（輸入（引取）申告（特例申告（法第 7 条の 2 第 2 項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る貨物の輸入申告をいう。以下同じ。）及び關稅法基本通達 67 - 4 - 6 に規定するマニフェスト等による輸入申告を除く。）輸入申告に併せて行う關稅、内國消費稅及び地方消費稅（以下「關稅等」という。以下この節において同じ。）の納稅申告並びに輸入許可前引取承認申請（以下この節からこの章第 5 節までにおいて「輸入申告」と総称する。）を行う者又はその代理人である通關業者（以下この節において「通關業者等」という。）が航空システムを使用して輸入申告を行う場合は、当該申告に先立ち申告者名、数量、價格等の必要事項を航空システムに入力し、輸入申告事項の登録を行うものとする。</p>

新旧対照表

## 【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日蔵関第 781 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、納税義務者が、MPN 利用方式（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第 8 条に規定する方法をいう。以下同じ。）による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを航空システムに併せて入力するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 輸入（引取）申告</b></p> <p>（輸入（引取）申告事項の登録）</p> <p>2 - 1 輸入（引取）申告を行う者又はその代理人である通関業者（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例委託輸入者に係る貨物である場合には同項に規定する認定通関業者に限る。以下この節において同じ。）（以下この節において「通関業者等」という。）が航空システムを使用して輸入（引取）申告を行う場合は、当該輸入（引取）申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力し、輸入（引取）申告事項の登録を行うものとする。</p> <p>なお、下記の規定により輸入申告書に付記を行うこととされている場合は、記事欄に「DAI RAN : TEIRITSUHOU（又は ZANTEIHOU） - TEKIYOU YOTEI」と入力する。</p> <p style="text-align: center;">~（省略）</p> <p>（輸入（引取）申告控等の提出）</p> <p>2 - 4 前項の規定により通関業者等に「輸入（引取）申告控情報」が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった輸入（引取）申告については、当該配信された情報の輸入（引取）申告に係る関係書類等に輸入（引取）申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）となった輸入（引取）申告については、当該輸入（引取）申告控情報を必要に応じて「輸入（引取）申告控」（別紙様式 N - 136 号）として出力し、次に定めるところにより、関係書類等を添付して、輸入（引取）申告を行った税関官署の通関担当部</p>	<p>なお、納税義務者が、MPN 利用方式（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第 8 条に規定する方法をいう。以下同じ。）による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードを航空システムに併せて入力するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 輸入（引取）申告</b></p> <p>（輸入（引取）申告事項の登録）</p> <p>2 - 1 輸入（引取）申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が航空システムを使用して輸入（引取）申告を行う場合は、当該輸入（引取）申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力し、輸入（引取）申告事項の登録を行うものとする。</p> <p>なお、下記の規定により輸入申告書に付記を行うこととされている場合は、記事欄に「DAI RAN : TEIRITSUHOU（又は ZANTEIHOU） - TEKIYOU YOTEI」と入力する。</p> <p style="text-align: center;">~（同左）</p> <p>（輸入（引取）申告控等の提出）</p> <p>2 - 4 前項の規定により通関業者等に「輸入（引取）申告控情報」が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった輸入（引取）申告については、当該配信された情報の輸入（引取）申告に係る関係書類等に輸入（引取）申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）となった輸入（引取）申告については、当該輸入（引取）申告控情報を必要に応じて「輸入（引取）申告控」（別紙様式 N - 136 号）として出力させ、次に定めるところにより、関係書類等を添付して、輸入（引取）申告を行った税関官署の通関担当部</p>

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日蔵関第781号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
区分	輸入(引取) 申告控	仕入書	関税法以外の法令の規定により輸入(引取)申告の際に提出すべきものとされている書類	区分	輸入(引取) 申告控	仕入書	関税法以外の法令の規定により輸入(引取)申告の際に提出すべきものとされている書類
簡易審査扱い (区分1)の場合(関税法基本通達67-3-4(輸入申告書の添付書類)の又はに規定する書類の提出が必要となる場合に限る。)	<u>(注)</u>	<u>(注)</u>		簡易審査扱い (区分1)の場合(関税法基本通達67-3-4(輸入申告書の添付書類)の又はに規定する書類の提出が必要となる場合に限る。)			
書類審査扱い (区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)の場合				書類審査扱い (区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)の場合			
なお、法令の規定により税関長の承認を受けたときに内国消費税を免除することとされている貨物について、免除を受けるための申請書は輸入(引取)申告を行う前に提出を求めるものとし、また、表中(注)については、特例委託輸入者の場合に提出を求めるものとする。				なお、法令の規定により税関長の承認を受けたときに内国消費税を免除することとされている貨物について、免除を受けるための申請書は輸入(引取)申告を行う前に提出させることとする。			
第3節 特例申告				第3節 特例申告			

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日蔵関第781号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(特例申告事項の登録)</p> <p>3 - 1 特例申告を行う者又はその代理人である通関業者(法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者に係る貨物である場合には同項に規定する認定通関業者に限る。以下この節において同じ。)(以下この節において「通関業者等」という。)が航空システムを使用して特例申告を行う場合は、当該特例申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力し、特例申告事項の登録を行うものとする。</p> <p>なお、輸入(引取)許可後に自動的に特例申告を行う場合には、輸入(引取)申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行うものとする。</p>	<p>(特例申告事項の登録)</p> <p>3 - 1 特例申告を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が航空システムを使用して特例申告を行う場合は、当該特例申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力させ、特例申告事項の登録を行わせるものとする。</p> <p>なお、輸入(引取)許可後に自動的に特例申告を行う場合には、輸入(引取)申告事項の登録時に特例申告事項の登録を併せて行わせるものとする。</p>